

旭区連合自治会町内会連絡協議会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会（以下「区連会」という。）と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。

（目的）

第2条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会相互の連携を緊密にするとともに、旭区の発展をはかることを目的とする。

（構成）

第3条 この会は、区内の各地区連合自治会町内会長をもって組織する。

（役員）

第4条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
監 事	2名

2 会長及び副会長の選考方法は内規による。

3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合自治会町内会長のなかから、推薦委員会において選出し、区連会において決定する。

（職務）

第5条 会長は、区連会を代表し、会務を掌理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

監事は、会計を監査する。

（任期）

第6条 会長及び副会長の任期は2年とし、改選期の5月に改選する。ただし再任は通算して5期10年までを原則とする。

2 監事の任期は1年とする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第7条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長経験者のなかから、会の承認を得て会長が指名する。

（会議）

第8条 この会の会議は、毎月定例日に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に会議を開催することができる。

（会議の招集）

第9条 この会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

(事業)

第10条 この会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各地区連合自治会町内会の連絡調整及び各種団体との連絡に関する事。
- (2) 各地区連合自治会町内会から提出される広報連絡事項及び関係行政機関及び各種団体からの広報伝達協力に関する事。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(協議事項)

第11条 この会は、次の事項について協議する。

- (1) 各地区連合自治会町内会、各種団体及び行政機関から提出される広報等連絡事項に関する事。
- (2) 区連会の予算及び決算に関する事。
- (3) 新設の地区連合自治会町内会の区連会加入に関する事。
- (4) 既存の地区連合自治会町内会の区連会脱退に関する事。
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項。

(会計)

第12条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2以上の議決を要する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和44年10月1日から施行する。

(改正)

- 1 第6条改正 昭和46年10月18日
- 2 第6条改正 昭和50年6月18日
- 3 この規約は、平成9年4月18日から施行する。

(一部改正)

平成20年4月18日

平成24年2月17日改正 平成24年4月1日施行

平成26年5月19日改正

平成28年3月18日改正

令和 年 月 日改正

旭区連合自治会町内会名簿記載順

地 区 名
鶴ヶ峰地区町内会連合会
白根地区町内会自治会連合会
旭北地区連合自治会
上白根連合自治会
今宿地区町内会自治会連合会
川井地区町内会自治会連合会
若葉台連合自治会
笹野台地区連合自治会
希望が丘連合自治会
希望が丘東地区連合自治会
希望が丘南地区連合自治会
さちが丘地区連合自治会
万騎が原連合自治会
二俣川地区連合自治会
二俣川コ-外の連合町内会
旭中央地区連合町内会
旭南部地区連合自治会
左近山連合自治会
市沢地区連合町内会

旭区連合自治会町内会連絡協議会規約 新旧対照表

現行	改正後
<p>(名称及び事務所)</p> <p>第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この会は、区内連合自治会町内会相互の連携を緊密にするとともに、旭区の発展をはかることを目的とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 この会は、区内各連合自治会町内会長をもって組織する。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 この会に次の役員を置く。</p> <p style="margin-left: 20px;">会 長 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">副会長 2名</p> <p style="margin-left: 20px;">監 事 2名</p> <p>2 会長及び副会長の選考方法は内規による。</p> <p>3 監事は、会長及び副会長を除く各地区連合町内会長のなかから、推薦委員会において選出し、協議会において決定する。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">監事は、会計を監査する。</p> <p>【省略】</p>	<p>(名称及び事務所)</p> <p>第1条 この会は、旭区連合自治会町内会連絡協議会（以下「<u>区連会</u>」という。）と称し、事務所を旭区役所地域振興課に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この会は、<u>区内の各地区</u>連合自治会町内会相互の連携を緊密にするとともに、旭区の発展をはかることを目的とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 この会は、<u>区内の各地区</u>連合自治会町内会長をもって組織する。</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 この会に次の役員を置く。</p> <p style="margin-left: 20px;">会 長 1名</p> <p style="margin-left: 20px;">副会長 2名</p> <p style="margin-left: 20px;">監 事 2名</p> <p>2 会長及び副会長の選考方法は内規による。</p> <p>3 監事は、会長及び副会長を除く各地区<u>連合自治会</u>町内会長のなかから、推薦委員会において選出し、<u>区連会</u>において決定する。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 会長は、<u>区連会</u>を代表し、会務を掌理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。</p> <p style="margin-left: 20px;">監事は、会計を監査する。</p> <p>【省略】</p>

(会議の招集)

第9条 この会の会議は、会長これを招集し議長となる。

(事業)

第10条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 区内の各連合自治会町内会の連絡調整並びに区内の他の団体との連絡に関すること。
- (2) 各連合自治会町内会長から提出される広報連絡事項及び行政機関よりの広報伝達協力に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(追加)

(会計)

第11条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第13条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2の議決を要する。

(会議の招集)

第9条 この会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

(事業)

第10条 この会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各地区連合自治会町内会の連絡調整及び各種団体との連絡に関すること。
- (2) 各地区連合自治会町内会から提出される広報連絡事項及び関係行政機関及び各種団体からの広報伝達協力に関すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(協議事項)

第11条 この会は、次の事項について協議する。

- (1) 各地区連合自治会町内会、各種団体及び行政機関から提出される広報等連絡事項に関すること。
- (2) 区連会の予算及び決算に関すること。
- (3) 新設の地区連合自治会町内会の区連会加入に関すること。
- (4) 既存の地区連合自治会町内会の区連会脱退に関すること。
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項。

(会計)

第12条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2以上の議決を要する。

付 則

<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>1 第 6 条改正 昭和 46 年 10 月 18 日</p> <p>2 第 6 条改正 昭和 50 年 6 月 18 日</p> <p>3 この規約は、平成 9 年 4 月 18 日から施行する。</p> <p>(一部改正)</p> <p>平成 20 年 4 月 18 日</p> <p>平成 24 年 2 月 17 日改正 平成 24 年 4 月 1 日施行</p> <p>平成 26 年 5 月 19 日改正</p> <p>平成 28 年 3 月 18 日改正</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>1 第 6 条改正 昭和 46 年 10 月 18 日</p> <p>2 第 6 条改正 昭和 50 年 6 月 18 日</p> <p>3 この規約は、平成 9 年 4 月 18 日から施行する。</p> <p>(一部改正)</p> <p>平成 20 年 4 月 18 日</p> <p>平成 24 年 2 月 17 日改正 平成 24 年 4 月 1 日施行</p> <p>平成 26 年 5 月 19 日改正</p> <p>平成 28 年 3 月 18 日改正</p> <p><u>令和 年 月 日改正</u></p>
--	--